こんにちは
保健師です

めざそう8020　よく磨きよく噛もう

歯周疾患検診を受けましょう！

～まもなく受診期間が終了します、まだの方はぜひ歯や口のチェックを受けましょう！～

すでに対象者の方には通知しておりますが、奥出雲町では40歳から70歳の5歳毎の節目年齢となる方を対象に『歯周疾患検診』を実施しています。

内容：問診、歯周組織検査（歯及び歯周組織等、口腔内の状況を検査）、歯科保健指導（個別指導）

期間：平成24年12月28日（金）まで

費用：無料　　※詳細については、送付しました通知文をご確認下さい。

年代別一人平均残存歯数（奥出雲町）

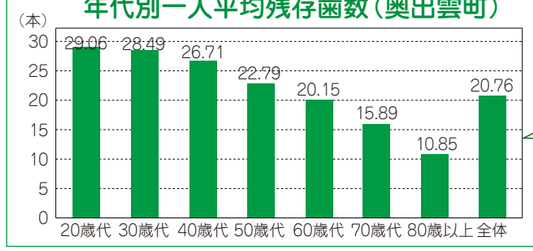

（平成22年度　県民残存歯調査報告書結果より）

歯の本数が50歳代から減少しています！
残念ながら、**8020運動（80歳を超えても20本以上の歯を残そう）**の目標は達成していません。

歯周病とは：歯についた歯垢（しこう）の中の歯周病菌が、歯茎の炎症を起こす状態。放っておくと歯を支える組織まで破壊し、歯が抜け落ちてしまいます。

むし歯･歯周病治療の必要な人の割合

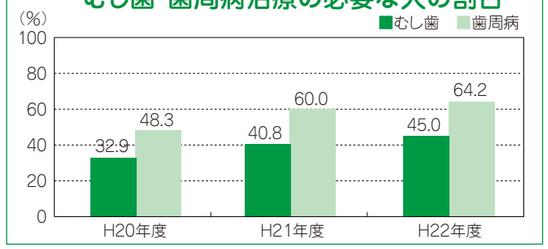

（平成20～22年度　奥出雲町歯周疾患検診結果より）

むし歯･歯周病ともに「治療が必要」な人が年々増加しています。歯周病は歯を失うだけでなく、放置すると歯周病菌が動脈硬化を引き起こし、脳梗塞･心筋梗塞などの病気の引き金になる、「生活習慣病」です。

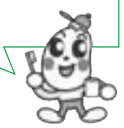

問い合わせ先：役場　健康づくり推進室　電話：54－2781　有線：31－5784

宝くじが地域活動をお助け
平成24年度　宝くじコミュニティ助成事業

コミュニティ活動に必要な備品が整備されました

宝くじコミュニティ助成事業は、宝くじの収入を財源とし、地域のコミュニティの健全な発展を図るためのもので、(財)自治総合センターが宝くじの社会貢献事業の一環として行っています。

今回、阿井地区の内谷田植え囃子保存会で助成金による備品整備が行われました。

なお、コミュニティ助成事業には、次の事業があります。

①一般コミュニティ助成事業
②コミュニティセンター助成事業
③地域防災組織育成助成事業
④青少年健全育成助成事業
⑤地域の芸術環境づくり助成事業
⑥地域国際化推進助成事業
⑦活力ある地域づくり助成事業

【お問い合わせ先】
役場総務課総務グループ
有線：31-5224 / 電話：54-2505

▲あいふれあい祭りで披露

人権イメージキャラクター
人 KENまもる君

人権週間が始まります

12月4日～10日

人権イメージキャラクター
人 KENあゆみちゃん

昭和２３年１２月１０日国際連合総会で世界人権宣言が採択されて以来、国連ではこれを記念して、毎年１２月１０日を**「人権デー」**と定めています。わが国ではこの日を最終日とする１週間を**「人権週間」**と定め、広く住民の方々に向けて人権尊重のための啓発活動を行うこととしています。

私たち一人ひとりが人権を尊重することの大切さを正しく認識し、明るく豊かな住みよい社会をつくりましょう。　期間中奥出雲町においても様々な活動を予定しています。

◆啓発活動重点目標◆

みんなで築こう　人権の世紀
～考えよう　相手の気持ち　育てよう　思いやりの心～

2014年3月、
大学・専門学校等を卒業見込みの方へ

「しまね企業ガイダンス」開催

平成24年12月27日
くにびきメッセ

詳しくは
【ジョブカフェしまね】で検索か
０１２０－６７－４５１０へ
お問い合わせを
＊ふるさと島根定住財団

特設人権相談所を開設します

これは人権問題ではないかと感じたこと、悩みごとや困りごとの相談に人権擁護委員が応じます。相談は無料で秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

【日　時】平成24年12月５日（水）午前10時～午後１時
【会　場】カルチャープラザ仁多　和室
横田コミュニティセンター　青年室

【お問い合わせ先】
町民課町民戸籍グループ
有線：３１－５１０５／電話：５４－２５１０

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます

～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が所得税・市区町村民税等の社会保険料控除の対象となります。この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、国民年金保険料を納付された方には、日本年金機構本部から『社会保険料（国民年金保険料）控除証明書』が本年十一月上旬に送付されますので、年末調整や確定申告の際には、この証明書を添付してください。また、十月一日から十二月三十一日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された方については、翌年の二月上旬に送付されます。

また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族（大学生のお子様など）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。控除の対象となるのは、平成二十四年一月から十二月中に納めた保険料全額です。

【問い合わせ先】
控除証明書専用ダイヤル（平成二十四年十一月一日～平成二十五年三月十五日）
TEL：０５７０－０７０－１１７

島根県最低賃金改定のお知らせ

島根県の最低賃金が改定されました。

島根県最低賃金　652円（時間額）

発効日：平成２４年１０月１４日

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

お問い合わせ先
島根県労働局労働基準部賃金室
０８５２－３１－１１５８
または、松江労働基準監督署
０８５２－３１－１１６６